

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第202回）（持ち回り開催）

- 日時：令和4年6月15日（水）
- 議題：
 - （1）新規クラスターの発生について
 - （2）その他

1

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、感染者が参加していた催物で、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが、6/14（火）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた催物及び陽性者数

	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
161	施設内外での一連の事業活動（催物）	—	鳥取市	6名	6/10～11

2 患者対応

陽性者は、メディカルチェックの上、宿泊療養を行う。

※発生要因については、速やかに感染症対策専門家と現地調査を行う。

2

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（161例目）

施設内外での一連の事業活動（催物）

陽性者数	所在地
関係者6名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">・催物の主催者は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。 → 陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。・県は、条例に基づき、催物の主催者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。 → 6/11（土）以降、活動を行っていない。	
公表について（第7条）	
・催物の主催者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。	

3

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

4

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要 (前回対策本部会議6/14)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内6446～6457例目(県内15707～15718例目)>

陽性確認日	陽性公表日	管轄保健所	事例	発症日・症状	検査実施
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6446例目 (県内15707例目)	6/12 発熱、咳、腹痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6447例目 (県内15708例目)	6/10 喉痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6448例目 (県内15709例目)	6/12 咳、咽頭痛	医療機関を受診し抗原定性検査
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6449例目 (県内15710例目)	6/11 発熱	医療機関を受診し抗原定量検査
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6450例目 (県内15711例目)	無症状	県内陽性者の接触者としてPCR検査
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6451例目 (県内15712例目)	6/10 発熱	自主抗原定性検査、PCR検査
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6452例目 (県内15713例目)	6/11 発熱、咳	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6453例目 (県内15714例目)	6/10 咽頭痛	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6454例目 (県内15715例目)	6/12 発熱、悪寒	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6455例目 (県内15716例目)	6/9 咳、咽頭痛	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6456例目 (県内15717例目)	6/12 発熱、頭痛	医療機関を受診し抗原定性検査
6月13日	6月14日	鳥取市	管内6457例目 (県内15718例目)	6/13 発熱、咽頭痛、寒気、胸のむかむか、咳	医療機関を受診し抗原定性検査

※6月14日陽性確認19件分(鳥取市保健所管内6458～6486例目(県内15728～15746例目))の詳細については調査中

5

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要 (前回対策本部会議(6/14)以降公表事例)

<県設置保健所管内:県内15719～15727例目>

陽性確認日	陽性公表日	管轄保健所	事例	発症日・症状	検査実施
6月13日	6月14日	倉吉	県内15719例目	6/12 咽頭痛	濃厚接触者として健康観察中に検査
6月13日	6月14日	米子	県内15720例目	6/12 咽頭痛	医療機関を受診し検査
6月13日	6月14日	米子	県内15721例目	6/11 発熱	医療機関を受診し検査
6月13日	6月14日	米子	県内15722例目	6/12 発熱、咳、咽頭痛	医療機関を受診し検査
6月13日	6月14日	米子	県内15723例目	6/10 下痢	医療機関を受診し検査
6月13日	6月14日	米子	県内15724例目	6/12 咽頭痛	医療機関を受診し検査
6月13日	6月14日	倉吉	県内15725例目	6/10 鼻水、咳	疫学調査として検査
6月13日	6月14日	米子	県内15726例目	無症状	疫学調査として検査
6月13日	6月14日	米子	県内15727例目	6/13 発熱、咳	濃厚接触者として健康観察中に検査

<既陽性者との接触>

・接触あり 4名 ・接触なし 5名 (管轄保健所別【倉吉】接触あり1名、接触なし0名【米子】接触あり3名、接触なし5名)

(接触ありの内訳)

・ 県内15625例目 1名 ・ 県内15670例目 1名 ・ 県内15686例目 2名

※6月14日陽性確認10件分(県内15747～15756例目)の詳細については調査中

6